

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 告 示

- 告示第100号 市道路線の区域の変更……………(建設総務課) … 2
- 告示第101号 市道路線の供用の開始……………(建設総務課) … 2

### 公 告

- 公告第44号 横島関連面整備(戸ノ内その2)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) … 2
- 公告第45号 開関連面整備(石塚その8)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) … 4
- 公告第46号 明星町(その1)配水管改良工事に係る条件付一般競争入札……………(契約課) … 7

### 教 育 委 員 会

- 告示第17号 教育委員会の招集…………… 9

### 公 平 委 員 会

- 告示第1号 宇治市公平委員会公開口頭審理の実施…………… 9

**告 示**

**宇治市告示第100号**

市道路線の区域の変更について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年9月8日から14日間  
平成29年9月8日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員(m)	延長(m)	備 考
宮北開線	神明宮北67番地の5先 神明宮北67番地の13	前	5.3 ~5.5	27.6	
	神明宮北67番地の5先 神明宮北67番地の13	後	5.5 ~6.5	27.6	
宇治320号線	宇治半白67番地の11 宇治半白67番地	前	6.1 ~12.1	23.5	終点の地番「宇治半白67番地」を「宇治半白67番地の12」に改正。
	宇治半白67番地の11 宇治半白67番地の12	後	6.5 ~12.5	23.5	
宇治331号線	宇治半白68番地の47 宇治半白187番地	前	6.0	28.0	
	宇治半白68番地の47 宇治半白187番地	後	6.0 ~6.1	28.0	
神明10号線	神明石塚18番地 神明石塚19番地の1	前	1.0 ~5.3	23.6	
	神明石塚18番地 神明石塚19番地の1	後	6.0	23.6	

**宇治市告示第101号**

市道路線の供用の開始について

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 平成29年9月8日から14日間  
平成29年9月8日

宇治市長 山本 正

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日

**公 告**

**宇治市公告第44号**

横島関連面整備(戸ノ内その2)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

横島関連面整備(戸ノ内その2)管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

平成29年8月25日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 横島関連面整備(戸ノ内その2)管渠建設工事
- (2) 工事場所 宇治市宇治戸ノ内地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長	L = 430.5m
推進工 HPφ300	L = 81.6m
HPφ250	L = 140.4m
SPφ500(VUφ200)	L = 8.7m
開削工 VUφ200	L = 199.8m
マンホール設置工	N = 17箇所
取付管工	N = 9箇所
汚水柵設置工	N = 9箇所
薬液注入工	一式
立坑工	一式
付帯工	一式

(4) 工 種 土木一式工事

(5) 工事期間 契約日から平成30年3月16日まで 170日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていない

こと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

(5) 宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

(6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。

(7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けており、かつ、経営事項審査の総合評価通知における土木一式の総合評価値（P）が870点以上であること。

なお、当該総合評価値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

(8) 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

(9) 以下のいずれかの条件を満たすこと。

① 3か月以上の雇用関係にある「公益社団法人 日本推進技術協会」に登録された推進工事技士を配置し得ること（推進工事技士、監理技術者及び現場代理人の兼務は可とする。）。

② 技術者として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成19年度以降のものに限る。）を有し、3か月以上の雇用関係にある専任の監理技術者を配置し得ること。

③ 会社として推進工法の施工実績（公共及び元請で平成24年度以降のものに限る。）を有すること。

(10) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

(11) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

(12) 「宇治市競争参加業者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

### 3 入札参加資格の確認

(1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 以下のいずれかの書類

a) 配置予定推進工事技士調書

b) 配置予定監理技術者調書1

c) 施工実績調書

② 配置予定監理技術者調書2

(配置予定推進工事技士が配置予定監理技術者を兼務する場合及び上記の配置予定監理技術者調書1を提出する場合は不要)

### ③ 配置予定現場代理人調書

(配置予定推進工事技士及び配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

### 4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

平成29年8月25日 午前9時から

平成29年8月31日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年8月25日 午前9時から

平成29年8月31日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成29年9月11日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内(開庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- (2) 配布期間  
平成29年8月25日 午前9時から  
平成29年9月20日 午後2時まで
- 6 設計図書類に関する質疑回答
- (1) 提出方法  
設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)
- (2) 提出先  
質疑宛先: 宇治市総務部契約課  
FAX番号: 0774-20-8778
- (3) 質疑の受付期間  
平成29年8月25日 午前9時から  
平成29年9月12日 正午まで
- (4) 回答  
回答については、平成29年9月14日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。
- 7 入札期間及び開札の日時
- (1) 入札期間  
平成29年9月19日 午前9時から午後6時まで  
平成29年9月20日 午前9時から午後2時まで
- (2) 開札日時  
平成29年9月21日 午前9時
- 8 入札書の提出方法
- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。  
なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。
- 9 入札方法等  
宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 10 入札の無効  
次の入札は、無効とする。
- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。  
なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。
- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。
- 11 予定価格

本件の予定価格は、131,514,840円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。  
なお、最低基準価格は、107,905,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

19 その他

(1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。

(2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

(3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。

(4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

(5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第45号

開関連面整備(石塚その8)管渠建設工事に係る条件付一般競争入札について

て

開関連面整備(石塚その8)管渠建設工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

平成29年8月25日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 開関連面整備(石塚その8)管渠建設工事
- (2) 工事場所 宇治市神明石塚地内ほか
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

工事延長	L=1,048.9m
開削工(VUφ200)	L=1,048.9m
マンホール設置工	N=49箇所
取付管工	N=173箇所
汚水枘設置工	N=139箇所
舗装工(t=5cm)	A=4,940㎡
付帯工	一式

- (4) 工 種 土木一式工事
- (5) 工事期間 契約日から平成30年3月16日まで 170日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。
- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
- (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を土木一式工事業について受けている単体企業であること。
- (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における土木一式の総合評定値(P)が870点以上であること。  
 なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。
- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

- ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
- ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

- (2) 資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

- ① 配置予定監理技術者調書
- ② 配置予定現場代理人調書  
(配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)
- (3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

- (1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
  - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
  - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
 

平成29年8月25日	午前9時から
平成29年8月31日	午後2時まで
- ③ その他
  - 確認申請書等作成説明会は、実施しない。

- (2) 確認申請書の提出

- ① 提出方法等
  - ・電子入札システムにより確認申請書を提出する者(以下「電子入札者」という。)は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。  
 なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること(③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。)
  - ・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者(以下「紙入札者」という。)は、③に示す受付期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に提出書類を持参すること。

- ② 持参し、又は郵送する場合の提出先
 

〒611-8501  
京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

- ③ 確認申請書及び添付書類の受付期間
 

平成29年8月25日	午前9時から
平成29年8月31日	午後2時まで

- (3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

- ① 審査結果は、平成29年9月11日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。
- ② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。
- (4) その他
  - ① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
  - ② 提出された確認申請書等は返却しない。
  - ③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

## 5 設計図書の配布

### (1) 入手方法

- ① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。
- ② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

### (2) 配布期間

平成29年8月25日 午前9時から  
平成29年9月20日 午後2時まで

## 6 設計図書類に関する質疑回答

### (1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること(郵送及び電子メールによるものは受け付けない。)

### (2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

### (3) 質疑の受付期間

平成29年8月25日 午前9時から  
平成29年9月12日 正午まで

### (4) 回答

回答については、平成29年9月14日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

## 7 入札期間及び開札の日時

### (1) 入札期間

平成29年9月19日 午前9時から午後6時まで  
平成29年9月20日 午前9時から午後2時まで

### (2) 開札日時

平成29年9月21日 午前9時20分

## 8 入札書の提出方法

- (1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。
- (2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内(正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること(必着)。  
なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければ

ならない。

## 9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

- (1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

- (2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 11 予定価格

本件の予定価格は、107,344,440円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)である。

## 12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、88,015,000円(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)である。

## 13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

## 14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

## 15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

## 16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

## 17 支払条件

### (1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

### (2) 部分払

部分払は、行わない。

## 18 閲覧

宇治市財務規則(昭和44年宇治市規則第1号)、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程(平成4年宇治市水道事業管理規程第14号)、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

## 19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など(電子入札実施用)、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
- (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
- (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
- (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
- (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及

び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課  
 郵便番号 611-8501  
 所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地  
 電話番号 0774-20-8716  
 FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

宇治市公告第46号

明星町(その1)配水管改良工事に係る条件付一般競争入札について

明星町(その1)配水管改良工事について、条件付一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)による電子入札対象案件です。

平成29年8月25日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 明星町(その1)配水管改良工事
- (2) 工事場所 宇治市明星町地内
- (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

D I P-G X	φ 1 5 0	L = 2 3 3 . 7 m
	φ 1 0 0	L = 4 2 6 . 1 m
	φ 7 5	L = 3 9 6 . 4 m
D I P-K	φ 1 5 0	L = 0 . 4 m
	φ 1 0 0	L = 1 2 . 1 m
	φ 7 5	L = 4 . 8 m
H I V P	φ 5 0	L = 4 9 . 1 m
弁栓類		N = 5 4 基
不断水弁工		N = 6 箇所
不断水分岐工		N = 1 2 箇所
給水管引込替		N = 8 7 箇所
配水管撤去工		L = 6 9 4 . 2 m

- (4) 工 種 水道施設工事
- (5) 工事期間 契約日から平成30年3月23日まで 177日間
- (6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 宇治市内に本店を有し、宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (3) 4(2)③に定める一般競争入札参加資格確認申請書(以下「確認申請書」という。)の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

- (5) 宇治市暴力団排除条例(平成25年宇治市条例第43号)第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。
  - (6) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定による特定建設業の許可を水道施設工事について受けている単体企業であること。
  - (7) 本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査(以下「経営事項審査」という。)を受けており、かつ、経営事項審査の総合評定通知における水道施設の総合評定値(P)が700点以上であること。
- なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものでなければならない。

- (8) 社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)加入業者であること。
- (9) 以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。
  - ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。
  - ③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。
- (10) 以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

- ① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ② 営業所における専任の技術者以外の者であること。
- (11) 「宇治市競争参加者選定基準及び運用基準」で定める新規登録業者及び新規参入業者でないこと。

3 入札参加資格の確認

- (1) 本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。
- なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

(2) 資格確認資料として添付する書類

- 資格確認資料は、次のものとする。
  - ① 配置予定監理技術者調書
  - ② 配置予定現場代理人調書
- (配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要)

(3) 提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

(1) 確認申請書及び関係書類の配布

- ① 入手方法
  - ・原則として、京都府入札情報公開システム(以下「入札情報公開システム」という。)の入札公告・入札情報からダウンロードすること。
  - ・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内(閉庁日及び正午から午後1時までを除く。)に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。
- ② 配布期間
  - 平成29年8月25日 午前9時から
  - 平成29年8月31日 午後2時まで
- ③ その他
  - 確認申請書等作成説明会は、実施しない。

(2) 確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶3番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

平成29年8月25日 午前9時から

平成29年8月31日 午後2時まで

(3) 入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、平成29年9月11日に電子入札システムにより通知する。

ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

(4) その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

(1) 入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書の受付期間内（開庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

(2) 配布期間

平成29年8月25日 午前9時から

平成29年9月20日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

(1) 提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

(2) 提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

(3) 質疑の受付期間

平成29年8月25日 午前9時から

平成29年9月12日 正午まで

(4) 回答

回答については、平成29年9月14日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の口時

(1) 入札期間

平成29年9月19日 午前9時から午後6時まで

平成29年9月20日 午前9時から午後2時まで

(2) 開札日時

平成29年9月21日 午前9時40分

8 入札書の提出方法

(1) 電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

(2) 紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

(1) 本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

(2) その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、92,275,200円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件の最低制限価格は、最低基準価格にランダム係数を乗じて得た額とする。なお、最低基準価格は、75,878,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

(1) 前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

(2) 部分払

部分払は、行わない。

#### 18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程（平成4年宇治市水道事業管理規程第14号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準は、閲覧することができる。

#### 19 その他

- (1) 入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準を熟読し、遵守すること。
  - (2) 確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。
  - (3) 入札辞退者に不利益を課すことはない。
  - (4) 東日本大震災の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。
  - (5) 1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市水道施設及び下水道施設の工事の前払金に関する規程、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準の定めるところによる。
- なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課  
郵便番号 611-8501  
所在地 京都府宇治市宇治琵琶3番地  
電話番号 0774-20-8716  
FAX番号 0774-20-8778

(揭示済)

## 教育委員会

#### 宇治市教育委員会告示第17号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、次のとおり教育委員会を招集します。

平成29年8月29日

宇治市教育委員会  
委員長 加賀爪 毅

開会日時 平成29年8月30日 午後6時00分

開会場所 宇治市役所602会議室

- 付議事項
- 1 宇治市総合野外活動センター条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定するについて
  - 2 宇治市総合野外活動センター規則の一部を改正する規則を制定するについて
  - 3 平成30年度使用学校教育法附則第9条の規定による教科用図書の採択について
  - 4 平成30年度以降使用小学校「特別の教科 道徳」教科用図書の採択について
  - 5 平成29年9月宇治市議会定例会提出議案に係る意見聴取について

(揭示済)

## 公平委員会

#### 宇治市公平委員会告示第1号

宇治市公平委員会公開口頭審理の実施について  
地方公務員法（昭和25年法律第261号）第50条第1項の規定により、宇治市公平委員会公開口頭審理を次のとおり実施します。

平成29年8月29日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

1 日 時 平成29年9月5日（火）13時30分から17時00分（終了予定）

2 場 所 宇治市宇治琵琶45番地の13  
宇治市産業会館

(揭示済)

